

広島県教育委員会会議録

令和 7 年 3 月 2 4 日

広島県教育委員会

広島県教育委員会会議出席者名簿

令和7年3月24日（月） 13：00開会

15：13閉会

1 出席者

教 育 長	篠 田 智 志
委 員	細 川 喜 一 郎
	志 々 田 ま な み
	菅 田 雅 夫
	小 田 原 希 美

2 欠席者

中 村 一 朗

3 出席職員

教 育 次 長	池 田 克 輝
管 理 部 長	江 原 透
学びの变革推進部長（兼）教育センター所長	阿 部 由 貴 子
乳幼児教育・生涯学習担当部長（兼）参事	重 森 栄 理
総 務 課 長	榊 原 恒 雄
秘 書 広 報 室 長	糸 崎 誠 二
教 職 員 課 長	竹 森 潤 一
教 育 改 革 課 長	藤 井 典 之
義 務 教 育 指 導 課 長	今 川 浩 之
高 校 教 育 指 導 課 長	松 尾 真 理
	小 野 裕 之

教育委員会会議定例会日程

	頁
日程第1 会議録署名者について	1
日程第2 第1号議案 広島県教育委員会規則等の一部改正について	1
日程第3 報告・協議1 学校における働き方改革の推進について	3
日程第4 第2号議案 教職員人事について	7
日程第5 第3号議案 令和7年度広島県教科用図書選定審議会の委員の任命について	7

篠田教育長： それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

まず、会議録署名者の件ですが、本件は、会議規則第20条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。

会議録署名者として、菅田委員、小田原委員を指名申し上げますので、御承諾をお願いいたします。ありがとうございます。

本日の会議議題は、お手元のとおりです。

議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思いますが、いかがいたしましょうか。

細川委員： 第2号議案は、個別の人事に関する案件であり、第3号議案は、委員の選考に関する案件ですから、審議は非公開が適当ではないかと思います。

篠田教育長： ほかに御意見はございませんか。

それでは、ただいまの細川委員の発議について採決いたします。

第2号議案の教職員人事について、第3号議案の令和7年度広島県教科用図書選定審議会委員の任命について、公開しないことに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

篠田教育長： 全員賛成と認めます。

したがって、本日の議題は、第2号議案及び、第3号議案を公開しないで審議することといたします。

第1号議案 広島県教育委員会規則等の一部改正について

篠田教育長： それでは、第1号議案 広島県教育委員会規則等の一部改正について、審議をいたしますが複数ありますので、第1号議案の1と2に分けて、それぞれ説明いただき採決を採りたいと思います。

それでは、第1号議案の1について、藤井教職員課長説明をお願いいたします。

藤井教職員課長： 第1号-1の「へき地学校等の指定基準及び指定に関する規則の一部改正について」御説明いたします。

へき地における教育水準の向上を目的とする「へき地教育振興法」によりまして、へき地学校等に勤務する教職員に対しては、へき地手当等を支給しなければならないこととされております。

本県におけるへき地学校等につきましては、この「へき地学校等の指定基準及び指定に関する規則」により指定し、へき地手当等を支給しているところですが、市町立学校等の統廃合等に伴い、へき地学校等を指定しております規則の別表を改正する必要があります。

今回の改正におきまして、対象となる市町は、三次市と山県郡北広島町と世羅郡世羅町でございます。

まず三次市については、別表第5、特設学校の三次市立小童小学校及び別表第4、準へき地学校の三次市立三和学校給食共同調理場が廃止されます。

次に、山県郡北広島町については、別表第4、準へき地学校の山県郡北広島町立新庄小学校が廃止されます。

最後に、世羅郡世羅町については、別表第3、へき地学校1級の世羅郡世羅町せらにし学校給食センターが世羅町世羅学校給食センターと統合され、世羅郡世羅町学校給食センターが新設されます。

なお、世羅郡世羅町学校給食センターは、へき地学校等に該当しませんので、この表中にはありません。

また別表第5、神石郡神石高原町立三和中学校において、町立の部分に下線がほどこされておりますが、これは山県郡北広島町新庄小学校の表記がなくなり、その上の三和小学校と町立の部分と同じになるための表記でございます。

これらの統合等の結果、へき地学校等の総数は、現在56所属から52所属に減少することになります。

なお、この規則改正の施行期日につきましては、本年4月1日としております。説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い致します。

篠田教育長： ただいまの説明につきまして、御質問、御意見がありましたらお願いします。
それでは、以上で本件の審議を終わります。
採決に移ります。
原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

全員賛成と認めます。

よって本案は、議案どおり可決されました。

続きまして、第1号議案－2について、藤井教職員課長、説明をお願いいたします。

藤井教職員課長： 第1号議案－2の「職員の旅費の支給に関する規程」の一部改正につきまして説明いたします。

2月5日の教育委員会会議において、職員の旅費に関する条例の一部改正の審議をお願いし、2月県議会で成立したところですが、これらの条例において、定額支給から実費支給へ制度見直しになる規程が整備されることになっております。

このことを踏まえ、任命権者において旅費の調整を行ってございました児童生徒の引率旅行や、引越し代相当である移転料の減額調整の規定の削除、自家用車の公務使用時に有料橋を使った場合の加算措置の規定の削除など、調整に伴う所要の見直しを行うものでございます。

施行期日につきましては、本年4月1日としております。

説明は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い致します。

篠田教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問または御意見がありましたらお願いいたします。

菅田委員： 例えば第3条で、自家用車のときに、1キロメートルにつき35円となっていますが、ガソリン代が高騰したり、逆に急に安くなったりしたときは、どんなふうに対応されるのでしょうか。

藤井教職員課長： 35円の根拠となりますのが、燃料費や自動車の保険や税金といった諸費を含んだ形で考えておまして、知事部と揃えている状況でございます。ガソリンが高騰している状況におきましても、ガソリン単体で見た場合、仮にガソリン1リットルが200円、燃費が1リットル当たり15キロとした場合、1キロ換算で13円となり、一定の措置ができているものではないか。35円の中に含まれると考えて十分だと考えております。

菅田委員： 条文の書き方を工夫されれば、旅費規程改定を審議する回数も減るんじゃないかなと思うんですけど。35円を任意に定める額は、具体的に思いつきませんが、別表のとおりとするとか、改正の上程をしなくてもいいような。書き方の工夫はありそうな気はするんですけども。いかがでしょうか。

藤井教職員課長： 委員の意図とすれば柔軟に対応できるようにという理解でございますが、知事部局では揃えているところでございます、すぐというわけにはいかない状況でございます。

菅田委員： わかりました。

志々田委員： 1と2はなんとなく分かるんですが、3番目の研修等日額旅費というのは、具体的に何のことをいうのでしょうか。

藤井教職員課長： 研修等の日額旅費は、長期の研修を想定しておりますが、一般の旅費より安価に対応できることから例外的な扱いを設定しておりました。一方、一般の旅費は、宿泊料は定額支給を原則としておりましたが、実費相当ベースを支給することになりますので、研修等日額旅費の規定を削除することになります。

志々田委員： つまり普通の職務で出張に行くのと、研修で出張に行くには、旅費の計算の仕方とか、そういうものが今まで違っていたということですか。

藤井教職員課長： それぞれ違っておりましたけれども、このたびは実費ということで同じようになります。

志々田委員： 分かりました。ありがとうございます。

篠田教育長： ほかいかがでしょうか。

それでは、以上で本件の審議を終わりたいと思います。

採決に移ります。

議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

全員賛成と認めます。よって本案は原案どおり可決されました。

報告・協議 1 学校における働き方改革の推進について

篠田教育長： 続きまして、報告協議 1 「学校における働き方改革の推進について」、今川教育改革課長から説明をお願いいたします。

今川教育改革課長： それでは、報告・協議 1 によりまして、学校における働き方改革の推進につきまして、今年度の取組状況やその成果、令和 7 年度の取組の方向性等につきまして、御説明させていただきます。

資料 1 ページを御覧ください。

「1. 取組期間、目標・成果指標の状況について」でございます。

「学校における働き方改革取組方針」に掲げた目標の「子供と向き合う時間の確保」につきましては、子供と向き合う時間が確保されていると感じる教員の割合は、78.0% となっておりまして、昨年度と比べ 1.6 ポイント改善しております。

また、もう一つの目標の「超過勤務の縮減」について、教員の年間の時間外在校等時間の平均は、342 時間 27 分となっておりまして、昨年度と比べ 9 時間 29 分の減少、月 45 時間を超えた教員は、19.6% となっておりまして、昨年度と比べ 0.5 ポイント改善している状況でございます。

いずれの目標も達成には至っておりませんが、一定の改善が図られているものと考えているところでございます。

続きまして、資料 2 ページの「2 令和 6 年度の主な取組状況及び令和 7 年度の取組の方向性」でございますが、詳細は別紙にまとめてございますので、まず資料 3 ページを御覧ください。

今年度、取組方針に掲げる 4 つの視点を柱といたしまして、総合的に取組を進めてまいりました。

まず 1 つ目の視点の「【1】学校・教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備」につきましては、スクール・サポート・スタッフの配置拡充や、県立中・高等学校全校に共通の採点支援システムの一括導入といったことに取り組みまして、資料の中ほどの「成果・課題」に記載しておりますとおり、本年 1 月に実施をいたしました、県立学校の教職員アンケートから、スクール・サポート・スタッフ配置による業務負担の軽減として、教員 1 人当たり、週約 0.5 時間、採点支援システムの利用による成績処理業務に係る時間は、教員 1 人当たり、約 4 割減となっており、また、業務負担の軽減や授業改善につなげることができたと感じている教員の割合がいずれも約 6 割となるなどの調査結果が得られてございます。

資料 4 ページを御覧ください。令和 7 年度につきましては、教員の業務をサポートする人材配置や ICT 機器等を活用した業務の効率化・省力化、保護者・地域等への情報発信などの取組を一層進めていくこととしております。

具体的には、スクール・サポート・スタッフの配置や、今年度県立中学校及び高等学校全校に一括導入した採点支援システムについて、公立高等学校等入学者選抜への利用に向けた機能の拡充、県の広報媒体等を活用した保護者・地域等に対する情報発信などに取り組んでまいりたいと考えております。

続いて、2 つ目の視点「【2】部活動指導に係る教員の負担軽減」についてです。

部活動指導員の配置に対する経費の補助などに取り組んだ結果、資料の中ほどの「成果・課題」に記載のとおり、部活動指導員配置による業務削減時間が顧問 1 人当たり、週約 5.3 時間となるなどの調査結果が得られております。

令和 7 年度につきましては、引き続き、県立高校における部活動の在り方の検討や中学校における部活動指導員の配置支援などに取り組んでまいります。

続いて 3 つ目及び 4 つ目の視点の「【3】学校における組織マネジメントの確立」や資料 5 ページの「【4】教職員の働き方に対する意識の醸成」につきましても、資料の中ほどの「成果・課題」に記載のとおり、超過勤務の傾向にある教職員に対し、業務分担の見直しや業務の平準化に取り組んでいる管理職の割合が増加するとともに、勤務時間等

を意識して業務に取り組んでいる教員の割合は、昨年度と同水準で推移をしてございます。

令和7年度につきましても、引き続き、管理職に対するマネジメント支援や教職員の意識醸成につながる効果的な研修の実施などに取り組んでまいります。

令和7年度も引き続き、効率的かつ効果的な取組を着実に実施し、学校における働き方改革を一層推進してまいりたいと考えております。

最後に資料6ページに「県立学校における組織マネジメントの確立」に関する調査結果を参考資料としてまとめてございますので、後ほど御覧いただければと存じます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

篠田教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問・御意見がありましたらお願いいたします。

志々田委員： 面白いことをしているなと思ったのが、保護者に対してPTAと一緒に業務負担のことについてお知らせするような広報活動、啓発活動をしたという。具体的にどんなことをされたのか教えてください。

今川教育改革課長： 昨年度の末、令和6年3月に県の高等学校PTA連合会と連携しまして、連名で保護者・地域等に教員の働き方改革の協力要請を行うためのリーフレット作成をして、全ての県立学校の保護者に配付をしたというところでございます。内容といたしましては、県立学校における教職員の超過勤務の現状がこうなっていることを踏まえまして、例えば、休日や勤務時間外におけるいろいろな業務の効率化等に対する協力依頼であったりとか、そういったものを要請するリーフレットになっています。

志々田委員： そういうリーフレットを配った後に、何らかのレスポンスというか、保護者の方からとか、学校側でも、読んでもらったな、という実感みたいなもの、効果があったのかどうかというのでしょうか。

今川教育改革課長： 例えばPTAの会合の中で、リーフレットを題材として保護者の間で意見交換していただくとか、学校との連携の中で、それをテーマにお話をさせていただくことで、各学校において、活用していただいているのかなと捉えているところでございます。具体的にこういう取組が出てきたというところまでは、なかなか聞き取れていないところでございますが、引き続き好事例は聞かせていただきながら、横展開をしていけたらと考えています。

志々田委員： 先生方の働き方を変えていくためには、もちろんそれを取り巻く周りの環境を変えていく必要があって、PTAがそこを一緒に考えてくれるのは、とてもいい取組だと思います。一方で、日本のPTAは本来でいくと、教員と保護者が一緒になって学び合う組織である、社会教育団体であるはずなので、やり方を間違えると、こちらからお願いしている協力団体、お願いする先みたいになっていってしまうことがとても残念だと思うので、やっぱり具体的に、もちろん無理なこととか、今の原状を知ってもらうことは、まずいろんなもののファーストステップであらうと思うのですが、その先に、一緒に保護者と教職員とで、「こんな取組をしましたよ」とか、そういう取組をするものに対して、広島県として、例えば助成をすとか、保護者を巻き込んだ形のグッドプラクティスをつくっていくのは、今まで行政側とか先生側をお願いをして、校長先生をお願いしてきたものを、先ほどおっしゃったように横展開をしながら、対象者を広げていって、今のこの立ち向かうべき働き方改革を加速させていくのは、とても大事なことだと思うので、ぜひとも保護者、PTA、地域の方たちへの御協力によって、いい取組が出てくるといいなと思いました。以上意見です。

篠田教育長： ありがとうございます。ほかに御質問、御意見は。

菅田委員： 校務支援システムの利用によって、効率化しているという回答が89.2%。令和5年から4.3%増えたというのは、効率的・効果的な運用の展開がうまくいっていると思うんですけども、あと約1割の方が業務が効率化していると思われてないということ、プラスあと、逆に負担になって業務が重くなっているという意見もあるんでしょうか。

今川教育改革課長： 効率化しているという回答が89.2%と9割近い肯定的な回答をいただいているところで、私どもとしては、かなり高い手応えと言いますか、かなり高い率で効果を感じているのかなと捉えているところでございます。具体的に、逆に負担が増えたという声までは、なかなか聴けてはいないところでございますが、やはりシステム、デジタル化というところに対応が難しいと感じる方もいらっしゃるのかもしれませんが、丁寧にマニュアルの作成や、問合せに答えていきながら、皆さんにしっかり使っていただけるような工夫は引き続きしてまいりたいと考えています。

菅田委員： はい。よろしくお願いいたします。

- 小田原委員： 時間外在校等時間の平均が月45時間を超えた教員は減っているというお話だったんですが、自宅に持ち帰ってお仕事をされている教員の調査はされていますでしょうか。
- 今川教育改革課長： 時間外在校等時間というのが教職員用のパソコンのログイン、ログオフの時刻から自動的に集計をするシステムで、この時間というのをしております。持ち帰りの業務につきましても、そういった意味で時間的な把握は現状していないところでございますが、管理職のところでは勤務の状況だとか、自宅での仕事の状況等を含めながらトータルとして状況を聞き取っていただいていると捉えているところでございます。
- 小田原委員： ありがとうございます。自宅での持ち帰りのお仕事の時間も含めて45時間以内にしていける必要があるのかなと何となく思いました。あともう1点教えていただきたいのですが、3ページ目に教員の超過勤務の主な要因となっている業務や多くの教員が負担に感じている業務を軽減していきたいということが書いてあるんですが、具体的にどういった業務がこれに当たっているのでしょうか。
- 今川教育改革課長： 令和5年度に県立学校につきまして、悉皆調査という形で教員の勤務実態調査を実施いたしました。そこで、特に先生方が負担に感じられている業務ということで成績処理等の事務処理であったりとか、そういったものが負担に感じておられるという状況があることが分かりました。そういったところで、教員でなくてもできる業務、成績処理等は先生にやっていただかないといけない部分でございますが、その他の単なる事務処理など、例えば印刷やそういう作業的なものは、必ずしも教員にやっていただく必要はない業務でございますので、そういったところは、それをサポートする人材ということで、スクール・サポート・スタッフなどの人材を引き続き配置することで、負担軽減を図りたいと考えております。
- 菅田委員： 部活動指導員配置なんですけど、1市町9校に33部増えたということですが、要請としてはもともとあるんですか。
- 今川教育改革課長： おっしゃるとおりでございます。市町立の中学校に配置の補助を行っている事業でございますが、市町からの要望はもっとたくさんございますが、国庫補助の予算の関係でちょっとずつ増えてきているんですが、この水準に留まっております。全ての要望には応えられていない状況です。
- 菅田委員： 予算に限りがあるということでしょうけど、もし予算が潤沢にあった場合、指導員というのは、簡単に見つかるものなんでしょうか。都市部では比較的簡単に見つかるかもしれないんですが、そうでないところはどうか。
- 今川教育改革課長： やはり都市部と中山間地域等では、やはり差があるようでございまして、中山間地域では、なかなか外部指導者自体が見つけにくいということで、そもそも部活動指導員の配置の支援事業についても手がなかなか挙がってこない状況でございます。
- 菅田委員： 何とか手だてを考えていただければと思います。引き続きよろしく願いいたします。
- 細川委員： 課長、御説明ありがとうございます。いよいよ令和7年度までの取組期間ということで、来年度が最終年度ということになるんだと思いますが、一応成果はだんだん上がってきたということで理解はさせていただいております。また2ページにいろいろ来年度の取組の方向性も示していただいているので、これをしっかりやっていただければ、もっともっと働き方改革が推進していくんだろうなとも感じるのですけれども、例えば、後ほどの資料にもいろいろ書いていただいておりますが、やはり時間外労働等を減らそうと思えば、携わる人を増やすか、業務量を減らすか。何かしら取組を進めないと改革ができなかったということになるんですが、令和7年度には、そういう人材と予算が必要だと思いますが、そういう手配はできているのでしょうか。
- 今川教育改革課長： なかなか財政状況が厳しい中で、また国の補助金も増加していない中で、目覚ましい予算の拡充はできていない現状ですが、スクール・サポート・スタッフにつきましても、小中学校を含めまして7校程度の増ということの予算をお願いをしているところでございますし、また今年度導入いたしました校務支援システムにつきましても、新たな機能導入ということでも必要な予算を確保させていただいておりますので、なかなか目覚ましい増額にはなっておりませんが、必要な予算はまず確保できているのかなと考えています。
- 細川委員： それでしたら一応は、来年度の取組は計画どおりにいくんだろうなと思いますが、後は管理職による組織マネジメントがちゃんとできるかどうか、一つキーポイントかなと思うのですが、6ページの(2)の丸2つめのところに、県立学校長フォローアップ調査をしていただいたところで、業務の効率化や進め方の指導助言が62.9%、こ

れは下がっております。それから業務分担の見直しや他の教職員への割り振りが過半数ぐらいのところまで留まっていますが、やはり、民間企業もそうなんです、校長マネジメントできるかどうか、こういう時間外労働を減らすとか、負担感を減らすとか、というのかかっておりまして、その辺の校長へのフォローアップ、いろいろな指導、助言というのを、来年度にかけてどのようにお考えなのかを教えてください。

今川教育改革課長： 御指摘のとおりでございます。私ども環境整備ということで、様々なシステム導入であったり、組織運営をやっていますけれども、まずは御指摘があったように、それぞれの現場で、管理職がそれぞれの勤務実態をちゃんと把握して、必要な措置を取ることが、まずは大切なことと考えております。そういった意味で、御指摘のように数字的には取組が低下しているような状況もございますので、こちらからもデータを各学校に提示させていただきながら、各学校に丁寧にヒアリングなどを通じて、その状況等、なぜそうなっているのかという状況も聞き取りながら、必要なアドバイスがしていけたらと考えております。

細川委員： そのところが非常に重要なところだと思いますので、御指導のほうよろしくお願い申し上げます。

志々田委員： 働き方改革は時間を詰めていくことだけでなく、メリハリというか、どんな職種でもそうですが、繁忙期というか忙しいときがあって、あまり忙しくないときに、自分が選択しながら少し職務を休めたり、帰れたりという自由裁量が任されているというのは、すごく働く側にとってありがたいことで、忙しいときはしょうがないのですが。令和6年から新規で夏期休業期間において、勤務時間の繰上げとか繰下げで、自分で申請をして、早くからこういう選択をしてくださった先生が18%といて、しかもその先生たちの中で、今後も継続利用したいと言ってくださった人が9割を超えると、これはすごいいいデータだと思います。こういう自由裁量というか、法律上いいのか分からないのですが、勤務の付け替えと言うんですかね、12時間働く日と6時間で帰る日を選ぶような、フレキシブルな勤務を自分自身で選べるようにするという制度は、この辺りの効果とか今後もこういう他の取組みたいなものがあるのかとか教えてください。

今川教育改革課長： 多様な働き方が選べるというところで、昨年度から夏休み期間において、1日の勤務時間は7時間45分は変えないのですが、始業を早くしたり、遅くしたりということができるようにしたところがございます。おっしゃっていただいたように非常に好評であったという状況がございます。また今後の拡大といたしましては、今年の5月からを予定しておりますけれども、いわゆるテレワーク、在宅勤務を、要件は夏期休業期間中であつたりとか、オンデマンドの研修を受ける場合といったところで、生徒さんがいらっしゃるという学校の特性がありますので、我々のような事務的な職場とは同様のテレワークは難しいところがございますけれども、いろんな働き方というのは徐々に広げていきたいと考えております。

志々田委員： ちなみになんです、繰上げて、繰下げて、どちらが多かったんですか。繰上げたほうが多いんですか。繰下げたほうが多いんですか。

今川教育改革課長： 取得された方が定時制勤務の方がすごくいらっしゃったということがございまして、繰上げたほうが多かったと聞いております。定時制になりますと午後から勤務を開始して、夜の9時とか10時までの勤務になりますので、それは生徒の授業がないということで繰上げることが多かったと聞いております。

志々田委員： ニーズがあるのだと思うのですが、当事者にならないと、どんなニーズがあるか分からないので、新しいものに魅力を感じてくださる方たちに、今どんな使い方をしているのかとか、そういうことをお伝えしてもらえたりすると、ほかの方にも、「そうやって使える制度なんだね」と分かっていたりとかするので、とにかく大変な仕事なので、全部を軽くしてあげられることはできないと思いますけど、夏休みとか、そういうところが先生たちにとっても過ごしやすい、年に1か月ぐらいは、働きやすい、過ごしやすい、家族サービスできるような、そういう働き方というので選んでもらえるように魅力化を図っていただければと思います。とてもいいデータが出ていてよかったと思いました。以上意見です。

篠田教育長： ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。各委員から御意見が出ましたので、引き続き働き方改革をよろしくお願いいたします。

以上で本件の審議を終わります。

それでは、続いて、先ほど公開しないと決定した議案について審議を行いますので、傍聴の方は退席をお願いいたします。

(13:38)

第 2 号議案 教職員人事について

県立学校教諭の行った信用失墜行為に対する人事措置（懲戒免職）について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

県立学校教諭の行った信用失墜行為に対する人事措置（停職 6 月）について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

県東部公立小学校教諭の行った信用失墜行為に対する人事措置（懲戒免職）について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

県北部公立中学校教諭の行った信用失墜行為に対する人事措置（減給10分の1 3 月）について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

県西部公立中学校教諭の行った信用失墜行為に対する人事措置（戒告）について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

県西部公立中学校教諭の行った信用失墜行為に対する人事措置（戒告）について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

第 3 号議案 令和 7 年度広島県教科用図書選定審議会の委員の任命について

令和 7 年度広島県教科用図書選定審議会の委員の任命について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

(15:13)